

令和7年第4回琴浦町教育委員会

会議の概要

日 時	令和7年3月18日(火)8:30~8:50
場 所	琴浦町役場本庁舎 防災会議室
出席委員	森田澄恵委員、黒松悟司委員、鍛川智恵委員、吉川公一委員 河原裕司教育長
説明等のため 出席した者	桑本教育総務課長兼学校給食センター長、山根社会教育課長
傍聴人	なし

日 程

- 1 開 会
- 2 議事録署名委員の指名 (黒松悟司委員、吉川公一委員)
- 3 議事 議案第12号 琴浦町公民館条例の一部改正について
- 4 閉 会

会議の要旨

教育長	(開会) 8:30 急遽お集まりいただき、ありがとうございます。令和7年第4回臨時会を開会します。 議事録署名委員を黒松委員と吉川委員にお願いします。 議案第12号は、これまで協議いただいていた公民館条例の一部改正について、再度、条例案を修正するという内容です。 この条例案は現在町議会定例会に上程していますが、議会内での議論を受けて、この条例案を一旦取り下げ、一部修正して再度提案したいと考えています。議会での議論の経過と、再提案の条例改正案について説明をお願いします。
社会教育課長	(別紙資料により説明)
教育長	ご意見等ありましたらお願いします。
教育委員	議会の意見として、前回の案の「公運協の役割を兼ねる」というのがよくないという意見ですか？単なる表現の違いのように思いますが。
教育長	そういった意見の議員さんもいらっしゃると思います。
教育委員	そもそも地域のことを自分たちでがんばっている地域が条例違反だと言われることについて腑に落ちない。これまでの経過やそれぞれの地域で暮らす人たちの思いをきちんと汲んでほしいと思います。
教育委員	今回のこの案で、反対されている議員は納得されるのでしょうか？内容としては同じように思いますが。
教育長	法的に、公運協委員は個人に委嘱するものであって、役割を団体が兼ねるとするのは違うという解釈のようです。そういったことから表現を変える案です。
教育委員	非常に難しい隘路に入って混乱してきたという印象を受けます。規則に委任していくということだと思いますが、その手続きは？
社会教育課長	今回の条例案が可決されれば、次の教育委員会で今ある公民館規則に追加す

る形で一部改正を行います。実際に公運協を置けないという地域が出てくれば、そのときに教育委員会で協議していただき、承認していくという形となります。

教育委員

この案で反対される心配はないですか。そもそも協議会が公民館の運営協議をすることに対して反対というものではないのでしょうか。

教育長

実際、これまでの経過から各地域運営組織では公民館の運営に関して十分に審議できる形が整っています。そのうえに公運協を置くというのが負担になる地域もあります。

自分たちの地域をなんとかしようと頑張っておられる、それぞれの地域の実態に即した形で公民館の運営ができるよう進めていきたいと考えています。

教育長

そのほかご意見ありませんか。

教育委員

(意見なし)

教育長

この条例案についてご承認いただけますか。

教育委員

(全員承認)

教育長

以上で、臨時の教育委員会を閉会します。

令和7年第4回琴浦町教育委員会の内容を記録し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

署 名

署 名